

前 文

私達のカトリック田辺教会は、第二次世界大戦敗戦の悲惨な状況の中で人々に「福音」を伝えてこられたメリノール宣教会によって1954年に設立され、心をいやされた多くの人々によって形作られてきました。

その歩みの中で、私達は、第二ヴァチカン公会議で出された「教会刷新」の熱意、1981年に出された京都教区ビジョンの「社会と共に歩む教会」という理念、1987年・1993年と2回にわたり開催された福音宣教推進全国会議の「宣教」の精神を大切にしながら今日にいたっています。

イエスの「あなた達は、一本のぶどうの樹につながった枝であり、この樹につながっていれば、豊かに実を結ぶ。」という言葉のように、私達は、深い交わりの中で「喜び」「痛み」を分かち合い、互いに支え合いながら教会共同体の中で共に歩むことを大切にしていきます。

聖ヴィアンネの「祈るときは、波に乗って泳ぐ魚のように神にその心を開いて」という言葉のように、私達は「祈り」を大切にします。自分自身の貧しさを自覚し、さまざまな苦しみを恵みとして受けとめ、つねに神に感謝できる広い心が持てるように祈り求めます。そして、神から限りなく愛されている青少年達の成長をあたたく見守り、弱い立場にある人々を友として受け入れ、共に歩んでいきます。

今、私達、信徒一人一人は、共同宣教司牧による明日の田辺教会を築くため、「福音化」の働き手となることを願い、一つの家族として深く関わり合い、愛し合い赦し合える共同体となることをめざしていきます。

これらの決意を、つねに新たにするため評議会規約の「前文」として明記します。

本 文

第1条 名 称

この会は、カトリック田辺教会小教区評議会(以下「小教区評議会」と称します。

第2条 目 的

小教区評議会は、カトリックの普遍教会の教え、および京都司教区の方針に一致したビジョンを持ち、福音宣教する共同体になる「共同宣教司牧」の目的に資する運営を行うために設置されます。

第3条 主 宰

「小教区評議会」は、京都司教から任命されたブロック担当司祭団が主宰します。場合によって、司教から任命された修道者が含まれます。

第4条 小教区評議会の構成

小教区評議会は、次のものによって構成されます。

- | | |
|--------------------------------|----|
| 1) 信徒の代表として選出された信徒代表役員(以下「役員」) | 4名 |
| 2) 各部会の代表者 | 1名 |
| 3) 司祭団が出席を承認した任意団体、関連団体の代表者 | 1名 |

第5条 小教区評議会の開催

小教区評議会は、司祭団の招集によって、8月を除く毎月1回開催します。

なお、臨時の小教区評議会を、司祭団の判断によって開催することができます。

第6条 小教区評議会の審議事項

小教区評議会は、田辺教会の運営・活動全般に関わる次の事項について審議します。

- 1) 田辺教会の宣教司牧に関する基本方針(長期、短期)の作成
- 2) 宣教司牧方針に基づく年間行事の決定
- 3) 予算と決算の承認、および予算外の支出の承認

- 4) 小教区総会の開催
- 5) 各部会、任意団体の設置や改変
- 6) 教区、ブロック会議からの決定事項の報告
- 7) 教区、ブロック会議への提案事項の審議
- 8) 小教区評議会規約の変更
- 9) その他の重要事項

第7条 小教区評議会の審議の決定および承認

小教区評議会は、審議にあたって、福音の精神による祈り・対話・識別を大切にし、十分な資料に基づいて結論を出します。その決定事項は、司祭団の承認を経て、実行されます。

第8条 役員を選出

役員は、信徒により推薦された役員候補者の中から、司祭団によって調整され、男女4名が指名、任命されます。

- 2 役員候補者は、役員の任期開始前年の12月に、小教区に在籍する20歳以上の信徒の中から、在籍する20歳以上の信徒により推薦投票されます。
- 3 なんらかのやむを得ない事情により役員が任期途中で欠員となった場合は、前項に準じて補欠者の推薦、任命を行うことができます。
- 4 前項の推薦方法・時期は、状況に合わせて司祭団により指示されることがあります。

第9条 役員の任期

役員の任期は、1月1日から翌年の12月31日までの2年間とします。

- 2 役員は連続しての再任は、認められません。
- 3 第8条3項の役員が任期途中で欠員となり補欠者の推薦・任命が行われる場合、この補欠者の任期は前任者の任期満了までとします。ただし、この場合、司祭団の判断により再任されることがあります。

第10条 役員の任務

役員は、司祭団と共に「共同宣教司牧」の推進のために、協力して小教区全体の運営について調整し、そのために次項の任務を担当します。

- 2 小教区評議会の準備、議事の運営、議事録等の作成
- 3 小教区の代表として「ブロック会議」への出席
「ブロック会議」での決定・連絡事項の報告、また必要事項の提案等
- 4 小教区内の諸連絡、各部会間の調整等
- 5 役員は、各部会の代表者・部員を兼任できません。

第11条 部会の設置

小教区評議会は、必要な事項を行う執行機関として教育部、典礼部、広報部、施設管理部、総務部、財務部、国際協力部を設置します。

- 2 各部の業務分掌は、別に定めて公示します。
- 3 すべての信徒は、いずれかの部会に所属することが望まれます。また、複数部会への所属もできます。
- 4 各部会の所属部員は、すべての信徒の中から公募されます。
- 5 財務部の所属部員は、奉仕の性格上、司祭団と役員が協議し、司祭団によって任命されます。

第12条 部会の代表者

各部会は、部会で選出された、1名の代表者をおきます。

- 2 部会の代表者は、部員の中から、部員の推薦・互選によって選出され、司祭団から任命されます。
なお、部会の代表者は、役員や他の部会の代表者を兼任できません。
- 3 部会の代表者の任期は、1年とし、連続しての再任を認めません。

14

第13条 部会の代表者の任務

部会の代表者は、第4条により小教区評議会に出席しなければなりません。また、小教区評議会での決定・連絡事項を部会で報告し、部会からの必要な審議・連絡事項を提案・報告します。

- 2 部会の代表者は、部会の年間活動計画・予算書を作成し、小教区評議会の承認を受けて執行します。
- 3 部会の代表者は、ブロック部会に出席し、その連絡事項を小教区評議会・部会で報告し、また必要な審議・連絡事項を提案・報告します。

第14条 会計監査役

会計監査役2名は司祭団により指名、任命されます。

- 2 会計監査役は、小教区の財務全般を監査し、その結果を小教区評議会に報告します。
- 3 会計監査の任期は、1年とし、原則として再任を認めません。

第15条 地区制度

小教区には、小教区活動の円滑な運営をはかるために、信徒居住地区または居住信徒数により区分する地区制度を設けます。

- 2 地区の区分・区分数・名称は、小教区評議会での協議、および司祭団の承認で決められ、情勢により見直しが行われます。

第16条 任意団体、関連団体

小教区には、小教区評議会および司祭団の承認のもとに、第11条に定める部会とは性格を異にした任意の団体を設置することができます。

- 2 評議会は担当司祭の承認のもとに、関連団体の活動を承認することができます。

第17条 小教区総会

小教区評議会は、必要に応じて、司祭団の招集のもとに、すべての信徒が参加する小教区総会を開催することができます。

- 2 小教区総会は、小教区評議会で決定され司祭団によって承認された事項について、信徒への周知をはかる機会であり、信徒が小教区の運営について自由に意見を述べる機会であります。
- 3 小教区総会は、小教区的意思決定機関ではありません。

付則 本規約の制定、変更は教区司教の認可を得て発行する。

付記 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日 発行 2008年1月1日

付記 この規約の変更は、教区司教の認可を受けた日、2009年3月9日に発行する。
この規約の変更は、教区司教の認可を受けた日、2014年4月21日に発行する。

ハハロ 大場喜直

